

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4159
21年6月18日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

旧特定郵便局長の 犯罪から歴史みる

おはようございます。

十二億円詐取の元・長崎住吉郵便局長の上田純一（六八歳）が六月十四日に逮捕された。

ところで彼が犯罪に手を染めて以降の二十五年間、彼はどのような気持ちで毎日を生きてきたのだろうか。家を四軒、車を二十一台も買い替え、ぜいたくな暮らしだったのだろうか、心は満たされていたのだろうか。



私物化してきた特権的な環境に事件の背景がある。いまは民間だが、元郵政省という国を

すでに五十年前も前であるが、彼（上田）が長崎中郵の第一集配課へ入り、ともに仕事をしていたことを思うと、事件の是非はともかく、なにか気になることではある。
犯罪は個人が起こすから、まず本人に罪があるのだが、今回、その温床は、旧・特定郵便局長の特権的な旧弊、とりわけ世襲制にあると思う。上田の場合、親、子、孫と特定局の局長を務め、郵便局を

バックにした犯罪だけに、日本郵便の責任もまた重い。

一八七一年（明治四）年四月二十三日、郵便制度が始まる。しかし国には郵便役所を作る金がなく、国は局舎の無償提供などができる地元の名士に有力者などに、「郵便取扱人を命ずる」という辞令を出す。これが特定郵便局長の始まりであった。この局長が一般公務員となるのは戦後の一九四八年のことである。（みんなの郵便文化史）から。

だがこの制度は、明治から昭和の敗戦時まで、日本の小作制度と同じ封建制度の代表的なものであった。その実態は、「特定局今昔物語」によると、以下であった。

第一が、局舎の私有制である。私有制は局舎が局長個人のものであり、郵政はこの局長に金（家賃や地代）を払うのである。無論、給料は別である。

第二が、局長の自由任用制度である。特定局長の任用令は一般の公務員の局長とは異なる。例えば、任用には局舎提供義務を課す。これでは大地主や素封家などしかならず、また、これがあれば、局長という名誉職になれる特権的な仕組みでもあった。

第三が、局長の身分が世襲制であることだ。局舎が私有である限り、局長の子供が局舎と局長を継ぐ。これこそ家を継ぐ制度に封建制度そのものである。

第四が、特定局長には兼業が許されていた。最初は無給であったために、決められた勤務時間がなく、職場に来るのは週に数回という局長も多かった。これも兼業だからだ。

第五が、局長には地位と身分保障があった。業務成績が悪くても、転勤も降格もない。刑法上の事件で有罪となる以外に免職はなかった。

第六が、特定局の経費の渡切請負制度である。これは郵政から毎月出る経費を、局長は自由に使える。職員を何人雇うか、給料をいくら払うか、経費をどう使うか。これらすべて局長の自由裁量である。

第七が、特定局は三等郵便局とされ、普通郵便局とは差別的に扱われていた。日本封建制度の上に立つ特定郵便局長の多くは、封建的で非民主的であったとも批判された。

第八が、この特定局長が代



表する特定郵便局は、国家事業としてはまにみる独特な体質を持っていた（特定郵便局今昔物語）から。

戦後、結成された郵政の労働組合・全通は、第一回全国大会を東京の帝国劇場

で開き、「特定局制度撤廃」を大混乱のうちに決定する。長年の旧習に封建的な徒弟制度にも似た制度への怒りの発露であった。一九四六（昭和二十一年）五月三十一日だった。しかし、特定局長会の反対は根強く、制度の廃止そのものは、郵政民営化の翌年の二〇〇八年まで待つこととなる。

民営化の組織改編で特定郵便局の名前はなくなったが、旧特定郵便局長は残る。私的な団体ではあるが、特定局長会が全国郵便局長会（全特）と名を変え、会に残った。この会は自民党を支持し、現在の参議院選挙では、全特推薦候補が比例区では一位の得票率で、政権党に隠然たる影響力を持ち続ける会である。



こうした中での三世代世襲の局長が十二億円を詐取する大事件が起きた。日本郵便は被害者に全額保証をするとして謝罪をしたが、一方、旧特定局長の犯罪だが、全国郵便局長会としての団体の責任は明確にされていない。

今後はやはり、旧封建制度と非民主的な職場を残存させる旧特定局長の特権をなく奪止することで実質的に廃止する以外、解決策はない。

※ 上の写真、住吉郵便局。中の写真、明治から昭和までの旧長崎郵便局（梅香崎にあった）の絵葉書。原田執行委員描く。

全国の郵便局は二万四三九五局で、旧特定局長は一万八

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。ゆがみ、均等待遇をなくす差別。ユニオンは労働法裁判に勝利を！